

住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定に基づき、次の者の住民票を職権で処理しましたが、事件本人に通知することが困難なため、同条第4項の規定により公告します。

令和8年1月26日

京都市下京区長 樹下 康治

住民票上の氏名	住民票上の住所	職権処理の内容	処理年月日
瀧 秀一郎	京都市下京区高辻通烏丸東入因幡堂町6 61番地 サンシティ一烏丸高辻 806	実態調査に基づく消除	令和8年1月19日

(下京区役所市民総合窓口室)